**大阪府リサイクル製品認定要領の改正について**

１　改正理由

　　大阪府では、リサイクル製品の認定を、「大阪府循環型社会形成推進条例第12条」に規定する再生品の認定について必要な事項を定めた「大阪府リサイクル製品認定要領」（以下「要領」という。）に基づき、平成16年度から実施してきた。

要領は、「エコマーク※」等の基準をもとに作成していたが、これまで改正しておらず、運用後15年が経過したため、「エコマーク」の最新の認定基準と不整合が生じていることから、要領を改正する。

※エコマークの認定基準は必要に応じて項目別に３～５年ごとに改正。

２　改正内容

　・品目（別表第１「認定対象品目」（第５条関係））

　・認定基準（別表第２「認定基準」（第６条第12項関係）の内循環資源配合率の付表）

◦付表（2）（「その他について」）

◦付表（3）（「『衣服』に係る資源循環の基準配合率」）

◦付表（6）（「『文具・事務用品』に係る再生材料の前処理及び循環資源の基準配合率」）

３　改正の考え方

　・品目名及び品目別の認定基準（再生品の配合率）は、最新の「エコマーク」に合わせる。（表「認定対象品目の新旧対照表」参照）

　・品目は、エコマークにないものは削除し、過去に認定実績があるなど申請の可能性の高いもののみ記載する。（該当品目がない場合は「その他」で対応。）

　・認定基準（循環資源配合率）は、今回の改正で厳しくなる品目は、既存の認定製品の設置に支障がないことを確認する。

　　→認定基準が厳しくなるのは、文房具と骨材のみで、いずれも現認定製品は新基準を満たすことを確認。

　　　◦文房具（現行基準：50％、新基準：70％、認定製品の配合率：70％）

　　　◦骨材　（現行基準：50％、新基準：100％、認定製品の配合率：100％）

４　施行予定日

　　令和２年４月１日

表　認定対象品目の新旧対照表

| 修正前 | 修正後 |
| --- | --- |
| 分類番号 | 品 　　　目 | 分類番号 | 品 　　　目 |
| １ | 使用済みタイヤ・チューブの再生品 | (削除) |
| ２ | 高炉スラグ微粉末，高炉セメント | セメント | (削除) |
| ３ | (削除) | (削除) | (削除) |
| ４ | 石炭灰（フライアッシュ）を利用した建材 | (削除) |
| ５ | 再生PET樹脂を利用した衣服 | 繊維製品 | 衣服 | １ | 衣服 |
| ６ | 工業用繊維製品 | 工業用繊維製品 | ２ | 工業用繊維製品 |
| ７ | 情報用紙 | 紙類 | (削除) |
| ８ | 印刷用紙 | 紙類 | (削除) |
| ９ | 衛生用紙 | ３ | 衛生用紙 |
| 10 | タイルブロック | ４ | タイルブロック |
| 11 | 木材等を使用したボード | 再生木質ボード | ５ | 木材等を使用したボード |
| 12 | 紙製の事務用品 | 事務用品・雑貨 | ６ | 文具・事務用品 |
| 13 | 包装用の用紙 | 事務用品・封筒・雑貨 | (削除) |
| 14 | 紙製の包装用材 | 事務用品・雑貨 | (削除) |
| 15 | 廃木材・間伐材・小径材などを使用した木製品 | ７ | 間伐材、再・未利用木材などを使用した木製品 |
| 16 | 再生材料を使用したプラスチック製品 | 事務用品・雑貨 | ８ | プラスチック製品 | 装身具・身辺細貨品 |
| 屋外家具・園芸用品 | 玩具・遊具・スポーツ用品・道具 |
| 家庭用品・建築構造用品等 | 記録メディアなど |
| 繊維製品　 | 包装用品 |
| フィルム製品 | 屋内設備・設置用品 |
| 廃棄時に産業廃棄物となる商品 | 農業・漁業・林業用品 |
| 屋外設備・設置用品 |
| 自己再資源化製品 |
| その他の製品 |
| 17 | 再生材料を使用した土木・建築用製品 | 舗装材ボード | ９ | 土木・建築用製品 | 舗装材 |
| ボード |
| 左官材料・塗装材 | 左官材料 |
| ルーフィング材 | 塗装材 |
| 断熱材・吸音材料 | ルーフィング材 |
| セメント | セメント |
| 骨材 | 骨材 |
| 18 | ガラス製品 | 土木資材 | 10 | ガラス製品 | 土木資材 |
| 板ガラス | 板ガラス |
| その他 | ガラス長繊維 | ガラス長繊維 |
|  | (追加) | 機器類 | 11 | 家具 |  |
| 19 | その他 | その他紙類 | 12 | その他 | 上記以外 |
| 事務用品・雑貨 |
| 上記以外の品目 |